

# 東京都板橋区事故調査・再発防止対策委員会報告書

平成24年 9月20日

東京都板橋区事故調査・再発防止対策委員会

## 【目次】

I	はじめに	1
II	損害賠償請求に係る報告	2
1	損害賠償請求額の確定に向けた調査	2
2	損害賠償の請求	2
3	供託金の取り扱い	3
4	和解の内容	4
(1)	和解条項（原文抜粋）	4
5	損害賠償金等の回収	5
(1)	刑事裁判で認定された事実に関する損害賠償金	5
(2)	区調査結果に基づく損害賠償金	5
(3)	供託金の受諾額	5
III	追加事故に係る報告	6
1	区立美術館内監視用防犯カメラ等の取替工事事故	6
(1)	経緯	6
(2)	事故調査等	6
(3)	会計手続きの是正	7
(4)	事故原因と対応	7
2	学校大規模改修に伴うパンフレットの作成事故	8
(1)	経緯	8
(2)	事故調査等	8
(3)	事故原因と対応	8
IV	まとめ	9

### 巻末資料

東京都板橋区事故調査・再発防止対策委員会報告書 平成21年3月1日報告書（抜粋）  
「信頼回復に向けて－教育委員会発注工事における不正事件を繰り返さないために－」

## I はじめに

平成19年11月14日、教育委員会事務局庶務課主査（以下「元職員」という。）が収賄容疑で警視庁に逮捕された。これに端を発する教育委員会発注工事における一連の不祥事（以下「本件事件」という。）の原因究明と再発防止を図るため、区は平成19年11月15日に東京都板橋区事故調査・再発防止対策委員会（以下「対策委員会」という。）を設置した。検討を重ね、平成21年3月1日付で、東京都板橋区事故調査・再発防止対策委員会報告（以下「平成21年委員会報告」という。）を行った。

その後、刑事裁判で認定された損害額のみならず、平成16年度から平成19年度に元職員が逮捕されるまでの間に区が発注した全ての学校における電気設備工事について調査を行い、区の損害額を取りまとめた。当該事業者へ賠償請求を行い、支払いの意思が確認できない元職員及び業者に対し、損害賠償請求訴訟を提訴し、その間、裁判等を通じて発覚した事故に関して、事故調査及び措置を行った。

この度、損害賠償請求訴訟が和解したので、その和解内容及び平成21年委員会報告後、発覚した事故の対応状況について取りまとめ、本件事件の最終報告とするものである。

## Ⅱ 損害賠償請求に係る報告

### 1 損害賠償請求額の確定に向けた調査（平成20年7月～平成22年6月）

本件事件では、刑事裁判で取り上げられた工事以外にも、元職員と電気設備業者が共謀して架空請求や水増し請求が行われていた。関係書類が残っている平成16年度から平成19年度に元職員が逮捕されるまでの間に区が発注した全ての学校における電気設備工事1,950件について平成20年7月から現場確認調査を行った。そのうちの528件について、工事施工に疑問があった。

その後、平成21年9月に弁護士と委託契約を締結し、疑問のある工事について、平成21年11月から12月にかけて対象業者20社へのヒアリングを行った。

区が損害賠償請求を行うには、客観的な証拠が必要との弁護士からの助言を受け、疑問がある528件の工事の中から、照明設備、換気扇、感知器などの製品の製造年や工事施工日の確認ができるもの309件について、平成22年3月から6月にさらに詳細な現場確認調査を実施した。

以上の調査結果を踏まえ、客観的証拠に基づき契約どおり工事が施工されていないことが立証できると考えられる案件について区の損害賠償請求額とした。

### 2 損害賠償の請求

元職員及び関係業者に対し、平成22年8月31日付内容証明郵便により損害賠償請求を行った（※1）。

損害賠償額については、関係業者からの弁明を受け精査し、12業者から支払いを受けた（※2）。

平成22年9月15日までに支払いまたは支払いの意思が確認できない元職員及び業者（K業者）に対し、平成22年12月15日付損害賠償請求訴訟を東京地方裁判所に提訴した（※3）。

その後、4回の口頭弁論期日、8回の弁論準備を経て平成24年5月16日に和解に至った。

### 【損害賠償請求一覧】

No.	業者名	工事件数	※1 請求額(円)	工事件数	※2 受領額(円)	受領年月日等
1	A業者	28	6,004,898	28	6,004,898	平成22年9月28日
2	B業者	13	1,517,880			区取下げ(誤請求)
3	C業者	9	2,008,545	9	2,008,545	平成22年9月29日
4	D業者	7	1,651,020	6	1,430,310	平成22年12月20日
5	E業者	17	2,845,815	17	2,845,815	平成22年9月27日
6	F業者	11	2,469,810	10	2,180,010	平成22年10月21日
7	G業者	16	4,101,930	16	4,101,930	平成23年5月24日
8	H業者	21	5,435,640	21	5,221,860	平成22年11月17日
9	I業者	10	1,993,005	10	1,993,005	平成22年9月27日
10	J業者	19	3,597,195	15	2,692,410	平成22年11月25日
11	K業者	38	9,191,050		支払い拒否	※3 提訴
12	L業者	5	1,324,260	5	1,222,410	平成22年10月5日
13	M業者	9	1,853,145	9	1,853,145	平成22年9月29日
14	N業者	21	4,021,647	21	4,021,647	平成22年9月27日
	合計	224	48,015,840	167	35,575,985	

注1：請求の相手先は、共同不法行為による損害賠償の請求（民719条）に基づく、元職員及びNo.2を除く業者である。

注2：区は損害賠償請求を行った業者に対して、競争入札参加資格の指名停止措置を行った。（指名停止期間：平成22年8月24日から平成23年4月23日まで8月）  
 ※既に刑事事件により指名停止となっているNo.7・No.11、登録業者でないNo.13、区が請求を取り下げたNo.2の業者を除く。

### 3 供託金の取り扱い

供託は、元職員及びO業者が、自らの非を認め、区に返還を申し出たものであるが、当初は、被害額が確定していないことを理由に区は受け取りをせず、元職員及びO業者が法務局に供託していたものである。

その後、O業者の供託金は、客観的証拠に基づき契約どおり工事が施工されていないことが立証できる損害賠償額を上回っていることから、損害賠償請求を行わないで供託金を受諾した。

また、元職員の供託金は、不当に得たとして供託したものであることから、供託金を受諾した。

## 4 和解の内容

### (1)和解条項（原文抜粋）

- 1 被告らは、原告に対し、連帯して、損害賠償金として867万7195円の支払義務があることを認める。
- 2 被告らは、原告に対し、連帯して、前項の金員を平成24年6月29日限り、原告の指定する口座に振り込む方法で支払う。なお、振込手数料は被告らの負担とする。
- 3 被告らが、前項の金員の支払を怠ったときは、被告らは、原告に対し、連帯して、第1項の金員から既払金を控除した残額及びこれに対する平成24年6月30日から支払済みまで年5パーセントの割合による遅延損害金を直ちに支払う。
- 4 原告は、その余の請求を放棄する。
- 5 被告は、原告に対し、本事件及び詐欺収賄等一連の事件に関し、原告の施設内に運び入れたパソコン等動産類について、その所有権を放棄し、原告において自由に処分することに異議を述べない。
- 6 原告と被告らは、原告と被告らの間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- 7 訴訟費用は各自の負担とする。

以上

### 【和解内容の解説等】

- ◆ 1については、請求した9,273,195円（訴訟物の額9,225,195円・ちょう用印紙額48,000円）のうち、訴訟物の中から原告、被告双方で調査した結果、被告が行ったであろうと客観的に認められる天津わかしお学校における工事の一部548,000円及び訴訟費用（ちょう用印紙代）を差し引いた額である。
- ◆ 2については、平成24年6月15日に納付確認済である。
- ◆ 4については、区はこれ以上の請求をしないと規定したものである。
- ◆ 5については、パソコン等動産類の所有権が明確でないことから、元職員に所有権を放棄させ、区に帰属させることとし、不当な利益を得られないようにしたものである。
- ◆ 区は元職員が持ち込んだパソコン等動産類62品目について、売却することを基本とする。

## 5 損害賠償金等の回収

### (1) 刑事裁判で認定された事実に関する損害賠償金

1,762,311円

【内訳】

- ・G業者 929,358円  
(被害額854,700円+法定利息74,658円)：平成20年5月 1日収納
- ・O業者 832,953円  
(被害額757,050円+法定利息75,903円)：平成20年7月15日収納

### (2) 区調査結果に基づく損害賠償金

44,253,180円

【内訳】

- ・損害賠償金 35,575,985円：P3表「受領年月日」のとおり
- ・和解による損害賠償金 8,677,195円：平成24年6月15日収納

### (3) 供託金の受諾額

11,021,932円

【内訳】

- ・元職員 4,963,962円：平成20年12月 9日収納
- ・O業者 6,057,970円：平成20年12月 9日収納

【合計額 (1)+(2)+(3)】 57,037,423円

(参考) 損害賠償請求に要した金額

内 容	年 度	金額 (円)
電気工事現場確認委託	平成20年度	3,150,000
損害賠償金額確定準備委託	平成21年度	4,200,000
電気工事現場確認委託	平成21年度	2,730,000
電気工事現場確認委託	平成22年度	3,570,000
弁護士費用	平成24年度	5,460,000
計		19,110,000

### Ⅲ 追加事故に係る報告

#### 1 区立美術館内監視用防犯カメラ等の取替工事事故

事故発覚は、平成22年9月30日の本会議において、区議会議員の指摘により明らかになり、その後、同年12月15日付で教育委員会から事故報告があり、人事課で事故監察を行ったものである。

##### (1) 経緯

- ① 美術館の防犯カメラは平成12年頃からぼやけて映るなど部分的に故障していた。しかし、財政状況が厳しい中、予算化は難しいと考え、強く要求をしてこなかった。
- ② 平成19年6月上旬、平成20年度の新規事業予算要求時に当時美術館を所管していた生涯学習課が庶務課に提案を上げ、教育委員会事務局内でヒアリングが行われた。その際、電気設備であるため元職員に相談したらどうかという意見があり、美術館から元職員に相談をした。
- ③ その後、打合せもないまま、平成19年7月6日突然業者が美術館を訪れ、防犯カメラの取替工事が施工された。その際、元職員から他の不調箇所について聞かれたので、美術館はインターホンと放送設備の話をしたが修理等を依頼したものではなかった。
- ④ ③と同様に突然業者が美術館を訪れ、平成19年8月6日にインターホンが設置され、平成19年10月末には放送設備機器が納品・調整された。
- ⑤ これら3件の工事（以下、「防犯カメラ等工事」という。）施工後、美術館から再三にわたり元職員及び施工業者に会計処理について問い合わせたが、両者とも曖昧な返答を繰り返すばかりであった。
- ⑥ 平成19年11月14日元職員の逮捕に伴い、美術館から生涯学習課長に防犯カメラ等工事の施工について報告があったが、関係書類が押収されているため、捜査の進行を待つて処理方法を判断することとした。

##### (2) 事故調査等

※「庶務課長（前任）」とは、平成20年度当時の庶務課長の表記とし、「庶務課長（後任）」とは、平成21年度から平成23年度当時の庶務課長の表記とする。

- ① 平成19年11月、元職員の逮捕を受けて、教育委員会事務局内で「学校電気設備緊急工事」及び「元職員の持ち込み備品」の調査が行われた。生涯学習課はそれに該当しない防犯カメラ等工事については報告をしなかった。
- ② 平成20年4月、組織改正により美術館は、教育委員会事務局生涯学習課から区民文化部文化・国際交流課へ所管が移り、庶務課長にも異動があった。
- ③ 平成20年7月、工事契約関係の書類に基づき学校電気設備緊急工事の確認調査を開始した。この調査は契約の書類どおり当該工事が実際に行われているかを確認するものである。契約行為書類が残っていない防犯カメラ等工事は、結果として調査から欠落してしまった。なお、現場確認調査は、平成21年1月に終了した。

- ④ 平成20年9月26日付、区長からの「教育委員会事務局職員の綱紀の保持について」の訓令を受け、防犯カメラ等工事について生涯学習課長から庶務課長（前任）へ報告を行った。庶務課長（前任）は、この時点で防犯カメラ等工事の事実を了知した。
- ⑤ 平成20年11月18日付、教育長より区長へ教育委員会事務局における綱紀の保持と事務適正化の取り組みについて報告したが、出所不明物品の持ち込み等の一覧に防犯カメラ等工事は含まれていなかった。
- ⑥ 平成21年4月、人事異動に伴い生涯学習課長が庶務課長（後任）となった。庶務課長（前任）は、後任が防犯カメラ等工事の当事者の一人である生涯学習課長であったため、防犯カメラ等工事に関して文書上で引き継ぎを行わなかった。
- ⑦ 庶務課長（後任）は、防犯カメラ等工事について、生涯学習課長であった当時から認識はしていたが、庶務課長となってからは学校現場調査を優先という意識が強く、結果として先送りしてしまった。

### (3) 会計手続きの是正

- ① 防犯カメラ及びインターホン取替工事（平成19年8月6日履行確認）  
平成23年1月5日付、美術館防犯カメラ及びインターホン取替工事の施工を決定し、同年1月7日付で、A業者へ1,332,450円（税込）の支出負担行為を決定した。
- ② 放送設備の購入及び組立調整委託（平成24年7月17日履行確認）  
平成24年6月5日付で、O業者から板橋区長へ代金未払いであること及び契約締結を直ちに行うことを依頼する旨の申立書を受領した。  
その後、同年7月17日付で、70,350円（税込）の支出負担行為を決定した。

### (4) 事故原因と対応

防犯カメラ等工事は、本来は教育委員会発注工事における一連の不祥事の中で扱われるはずであった。しかし、教育委員会事務局が実施する調査で「学校電気設備緊急工事」及び「元職員の持ち込み備品」だけに調査対象を絞ったため、元職員の関係するその他の工事等を調査から除外してしまった。また、教育委員会事務局は防犯カメラ等工事が元職員の絡む工事であるにもかかわらず、問題意識が薄く、対応を先送りしてしまった。

加えて、平成21年4月の庶務課長異動では、防犯カメラ等工事に関して文書での引き継ぎがなされていないなど、複数の要因が重なった結果、長期間処理がなされないまま埋もれていった。

このことは区議会議員の指摘により明らかとなったが、これだけの工事が一連の不正事件発覚当初より調査・報告から漏れていたのは、一連の不祥事の処理にあたる管理職として問題意識が薄く職務怠慢であったと認められるところから、庶務課長（前任及び後任）の2名を口頭厳重注意とした。

## 2 学校大規模改修に伴うパンフレットの作成事故

事故発覚は、平成23年5月31日付、民事裁判における元職員からの準備書面において、非違行為の疑いのある案件の記述があったため、人事課で事故監察を行った結果、明らかになったものである。

### (1) 経緯

#### ① パンフレット作成のきっかけ

平成15年度から16年度に志村第二小学校（以下、「志二小」という。）の大規模改修が実施された。この志二小の工事は学校として初めて行う大規模改修工事であることから、見学者が多く訪れるようになったために、説明用のパンフレットがあればいいという話が、当時の庶務課学校施設係内で持ち上がった。

#### ② 印刷製本費が予算計上されていない中での印刷

パンフレット作成印刷に伴う予算措置はなされていなかったが、写真やレイアウトなどすべて技術職の職員が行い、平成17年度に印刷を行った。

#### ③ 付け替えによる印刷経費の支出

当時の主査（機械職）が印刷業者と直接やり取りし、工事請負費から不正に支出した。しかし、文書保存年限を過ぎているため関係書類の確認はできなかった。

### (2) 事故調査等

① 当時の関係職員を対象に事情聴取を実施した。付け替えで支出を行ったと話した当時の主査（機械職）以外は、志二小の写真撮影等を行った事実やパンフレットの存在は知っていたが、支出が付け替えで作成されたものとは知らなかった。

② 当時の主査（機械職）は、印刷業者と付け替えを行った工事業者については、自ら判断して両業者を手配し、パンフレット作成に関する指示をした。工事業者にどのような件名で依頼したかは憶えていない。金額は30万円未満であった。

### (3) 事故原因と対応

パンフレット作成の必要性があったとはいえ、それを付け替えにより行ったことは、当時の主査（機械職）のコンプライアンス意識が低かった。また、パンフレット作成について、関係係長級職員も書類上で付け替えの不正を見抜くことができず、支出に絡む書類の審査が甘かった。

このパンフレット作成の事実は裁判の中で明らかになったことである。この契約手続きをせずに印刷を発注した不適切な行為は、区政に対する誤解を招くことにもなり、また汚職へと発展する危険性もあったことから、当時の主査（機械職）を文書訓告とした。

なお、本件パンフレット作成においては、元職員が関与した事実は認められなかったが、元職員が庶務課に在籍していた時期に発生し、元職員に関わる裁判から波及して明らかになった事故であったことから、ここに併せて報告した。

## IV まとめ

平成19年11月の元職員逮捕で発覚した本件事件は、区政史上、前代未聞の汚職事件であり、区民の区政に対する信頼を大きく揺るがす結果となった。

平成21年3月には「信頼回復に向けて」の表題で、本件事件を東京都板橋区事故調査・再発防止対策委員会報告書として取りまとめ、区政全体を通じて信頼回復への誓いを全職員が持ったところである。

今般、区の損害賠償請求に対して、当初支払いの意思が確認できなかった元職員及び業者との和解により、損害賠償金等の回収が終了した。

しかしながら、この回収額は、疑問のある528件の工事のうち、客観的な証拠がある205件の工事を対象とせざるを得ず、しかも、本件事件が発覚した平成19年度において、支出関係書類がすでに廃棄処分となっていた平成15年度以前に元職員が関わっていた案件の調査は事実上不可能であった。相当な努力により可能な限りの手段を尽くしたとはいえ、事件の発覚が遅れ時間の経過から調査にも限界があり、全ての損害額を回収できたとは言い難く、貴重な税金をこのような形で失ったことは誠に遺憾である。

また、元職員が持ち込んだパソコン等動産類62品目については、和解条項により区が今後処分することになるが、不明朗な経緯で、しかも大量に持ち込まれながら、疑義をもちずに業務で使用されていた事実について、区としても適正な物品管理を怠っていたことも不正を助長させた原因の一つであることは否定できない。

さらに、区立美術館内監視用防犯カメラ等の取替工事について、適正な会計処理などの対応をとらず、区議会議員からの指摘を受けるまで、組織として課題認識が欠落していたことは甚だ残念である。学校大規模改修に伴うパンフレットの作成事故においても、元職員以外の職員が付け替えを行った事実があり、組織としてのコンプライアンス感覚が欠如していたと言わざるを得ない。

平成21年委員会報告では、組織・人事、契約事務、物品管理、公務員倫理等に関する抜本的対応策について取りまとめて、各部署ではその対応策に基づいて、現在に至るまで見直し・改善に取り組んできた。しかしながら、組織風土改革や職員の意識改革には未だ道半ばの感もあり、不断の努力によりさらなる向上を目指していかなくてはならない。

本報告を契機に、本件事件が職員の意識から風化しないよう、事故内容と信頼回復に向けた取り組みについて、改めて全職員に対して周知し、服務規律の徹底を図っていく。さらに、管理職に対しては、様々なリスクに対して組織として対応できる体制を構築するよう指導していく。

長期に渡り不正が見抜けず、区民の皆様にご迷惑をおかけしたことについて、深くお詫び申し上げます。



## 信頼回復に向けて

— 教育委員会発注工事における不正事件を繰り返さないために —

( 抜 粹 )

平成21年 3月 1日

東京都板橋区事故調査・再発防止対策委員会

## 【 目 次 】

I	事件の概要	1
1	事件の発覚	1
2	事件の経過	1
	(1) 刑事裁判で認定された事実について	1
	(2) 事件の手口と経過について	2
3	職員の処分等	3
	(1) 元職員本人に対する懲戒処分	3
	(2) 管理監督責任者に対する懲戒処分	3
	(3) 教育長への綱紀肅正の依命通達	4
	(4) 区長、副区長及び教育長の給与の一部辞退	4
II	事件の原因究明	4
1	契約・検査事務からの原因究明	4
	(1) 契約・検査事務の流れ	4
	(2) 契約事務処理の過程	5
	(3) 工事発注に係る元職員の権限	5
	(4) 施工業者の責任	6
	(5) 分割発注工事	6
2	職場環境からの原因究明	6
	(1) 元職員が担当した工事以外の契約・検査事務について	6
	(2) 物品管理について	7
	(3) 服務規律について	7
	(4) 管理監督者のマネジメントについて	8
3	組織・人事上からの原因究明	8
	(1) 組織体制・人員配置	8
	(2) 人事異動	9
	(3) 公務員倫理	9
III	再発防止に向けた改善策	10
1	緊急対応策	10
	(1) 主管課契約の全庁総点検	10
	(2) 全職員への意識啓発	10
	(3) 教育委員会事務局の緊急改善策	10
2	抜本的対応策	12
	(1) 組織・人事の見直しについて	12
	(2) 契約事務に関する改善対策	13
	(3) 管理監督者の責務の徹底	14
	(4) 職員の公務員倫理の啓発・徹底	15
IV	信頼回復へ向けて	17

# I 事件の概要

## 1 事件の発覚

平成19年11月14日、教育委員会事務局庶務課主査 T（以下「元職員」という。）が収賄容疑で警視庁に逮捕された。容疑の内容は、平成18年度に発注した区立小・中学校非常用放送設備改修工事に関し、単価価格を記載した工程内訳書を渡し、パソコン5台ほか10点、1,376,620円の賄賂を受け取ったというものであった。

この件は後日、不起訴処分となったが、その後の捜査において、下表一覧のとおり、元職員が電気設備業者と共謀し、架空の工事発注を行っていたことが発覚し、区は3度にわたり被害届を警視庁に提出し、警視庁は元職員を詐欺容疑で再逮捕したものである。

契約年月日	件名	契約先	契約金額	
18.6.1	高島第三中学校体育館弱電設備改修工事	甲業者	237,300	19.12.4 被害届
18.6.20	板橋第七小学校校庭子時計設備改修工事		288,750	
18.6.1	三園小学校校庭放送設備改修工事		231,000	19.12.17 被害届
18.6.20	新河岸小学校少人数教室天井扇改修工事	乙業者	287,700	19.12.25 被害届
18.6.20	下赤塚小学校4年3組照明改修工事		279,300	
18.6.20	成増ヶ丘小学校少人数教室天井扇改修工事		287,700	

これらの工事は、いずれも東京都板橋区契約事務規則第65条第3項に定める予定価格30万円未満の主管課契約案件であり、元職員が起工し、庶務課長決裁をもって、元職員自身が当該業者に発注したものである。

また、元職員は、区立小中学校の電気設備工事の発注に際して、工事業者（丙業者）に対して設計金額の近接価格を漏示し、当該業者の受注に便宜を図った謝礼として現金を受け取ったという収賄容疑で再逮捕された。

## 2 事件の経過

### (1) 刑事裁判で認定された事実について

東京地方裁判所は、1に述べた事件について、刑事裁判を行った。判決内容、罪名などは、表のとおりである。

被告人氏名	判決内容	罪名	判決日
T (元職員)	懲役3年、 執行猶予5年、 追徴金100万円	詐欺、 収賄	平成20年7月31日
A (甲業者 社長)	懲役1年6月、 執行猶予3年	詐欺	平成20年3月28日
B (乙業者 社長)	懲役1年6月、 執行猶予3年	詐欺	平成20年5月9日
C (丙業者)	懲役1年、 執行猶予3年	贈賄	平成20年5月29日

刑事裁判において東京地方裁判所が認めた元職員の犯行事实は、以下のとおりである。

「板橋区の職員である被告人は同区の電気工事の受注業者2名と共謀しての詐欺及び収賄事件を引き起こした。詐欺については、元被告人は、架空の見積書、工事完了届、請求書などの必要書類を作成し、工事が実際に施工されたように装い、板橋区から工事代金名下に金員を振り込み入金させて詐取したもので、計画的かつ巧妙で悪質である。判明しただけでも、6回にわたり、合計160万円である。学校施設の補修及び工事にあたり、被告人は区の担当者として、甲業者、乙業者と共謀して架空工事を立案し、2名の共謀者に指示して必要書類をねつ造し、板橋区に提出させるなどした。そして、被告人はその詐取金で2名の共謀者に電気製品を購入させて、それらを受け取り、その電気製品を買い取り店で換金するという狡猾な方法で多くの利得を得ている。また、収賄については、被告人は、区が発注する学校施設の電気設備工事の受注に関し、便宜を受けたことに対する謝礼及び今後も同様の取り計らいを受けたい旨の趣旨の下に供与されるものであることを知りながら、丙業者から現金100万円の賄賂を收受した。」

なお、この3業者に対して板橋区は、それぞれ24月の指名停止処分を行っている。

## (2) 事件の手口と経過について

1に述べた事件以外の事件については、証拠不十分として法廷での判断に至らなかったが、検察の捜査によると、同様の不正契約を以前から行っていたとしている。概要は以下のとおりである。

平成13年に元職員は、区役所か学校で使うデジタルカメラを水増し分を買ってほしいという水増し請求を施工業者に持ちかけた。水増し請求の手口は、元職員が調査(修理)依頼する際、施工業者が用意した見積書をもとに水増しした原稿(工種別内訳書)を施工業者へ渡し、施工業者が水増しした見積書を庶務課の事務担当者へ提出するというものである。施工業者は、上司の承認を得てやっているものと思い、疑いは持たなかった。翌年には、元職員は、施工業者に架空工事をさせるようになった。

不正に支出させた公金について、元職員は施工業者に電化製品を買わせる指示をし、事務所へ出向いて電化製品を受け取り、パソコン等は買い取りショップで現金化していた。施工業者は、しだいに元職員の要求に不審感を抱くようになってきたが、元職員の機嫌を損ねると区の仕事すべてがなくなると思い、元職員の指示に従っていた。

また、平成14年頃から元職員は、施工業者に公共工事の近接価格を漏らし見積書作成の手を貸すようになり、中元や歳暮を受け取るようになった。施工業者は、公共工事が増えると会社の対外的な評判が良くなると考え、また緊急工事は手間がかからず、利益率が良いので今後もやっていきたいと思い、お礼と便宜を図ってもらう目的で元職員に現金を渡すようになったとしている。

### 3 職員の処分等

本件事件に関連して、次の懲戒処分と綱紀粛正を実施した。

#### (1) 元職員本人に対する懲戒処分

平成19年11月14日付の逮捕を受け、11月27日付でTを懲戒免職処分とした。この時点で、刑事事件に関して起訴処分となった状況ではなかったが、区の信用を著しく失墜させた行為は、免職に相当するものである。

なお、元職員は、刑事裁判の中で、事件を起こし板橋区民の信頼を損なったことについて、板橋区と板橋区民へ反省の言葉を述べている。

#### (2) 管理監督責任者に対する懲戒処分

平成20年2月28日及び同年5月26日付で、元職員の直属の上司であった教育委員会事務局次長（現職及び前任者）合わせて3名、庶務課長（同）2名、学校施設係長及び学校営繕担当係長5名の懲戒処分を行った。処分の内容等は、以下の表のとおりである。

#### 【次長・庶務課長】

被処分者	処分の内容	発令年月日	処分理由
副参事（平成18年4月～平成20年3月在籍）	停職10日間	平成20年2月28日	教育委員会庶務課長として管理監督責任
参事（平成18年4月～平成19年6月在籍）	減給10分の1 3月	平成20年2月28日	教育委員会事務局次長として管理監督責任
参事（平成19年7月～平成20年3月在籍）	減給10分の1 3月	平成20年2月28日	教育委員会事務局次長として管理監督責任
参事（平成16年4月～平成18年3月在籍）	戒告	平成20年5月26日	教育委員会事務局次長として管理監督責任
参事（平成16年4月～平成18年3月在籍）	戒告	平成20年5月26日	教育委員会庶務課長として管理監督責任

## 【係長級】

被処分者	処分の内容	発令年月日	処分理由
主事（平成19年4月～平成20年3月在籍）	戒告	平成20年5月26日	教育委員会庶務課学校施設係長として監督責任
主事（平成18年4月～平成19年3月在籍）	戒告	平成20年5月26日	教育委員会庶務課学校施設係長として監督責任
主事（平成14年4月～平成18年3月在籍）	戒告	平成20年5月26日	教育委員会庶務課学校施設係長として監督責任
主事（平成18年4月～平成20年3月在籍）	戒告	平成20年5月26日	教育委員会庶務課学校営繕担当係長として監督責任
主事（平成13年4月～平成18年3月在籍）	戒告	平成20年5月26日	教育委員会庶務課学校営繕担当係長として監督責任

### (3) 教育長への綱紀粛正の依命通達

本件事件に関わる不適切な機器の導入と運用、職員のコンプライアンス意識の欠如を深く反省し、教育委員会事務局の綱紀の保持を確保するため、平成20年9月26日、区長から教育長へ綱紀粛正の依命通達が発せられた。内容は、不適正な物品の導入経緯等を調査と今後の取扱い方針の報告、その物品を使用していた職員への厳重注意、契約・検査事務の適切運用と法令遵守に関する職場内研修の実施、教育委員会事務局内の組織並びに職員間の情報の共有とコミュニケーションの円滑化の推進である。

### (4) 区長、副区長及び教育長の給与の一部辞退

本件事件を反省するとともに、板橋区民に対して深くお詫び申し上げるという意味から、板橋区及び板橋区教育委員会の責任者である、区長、副区長及び教育長にあっては、給与の一部を辞退するため、それぞれ「東京都板橋区区長及び副区長の給料の特例に関する条例案」「東京都板橋区教育委員会教育長の給料の特例に関する条例案」を区議会に提出し、平成20年3月26日に可決成立し、同年3月31日に施行した。

## II 事件の原因究明

本件事件がどのような状況下で発生したのか、なぜ大きな不正が長期間にわたって発見できなかったのかについて原因を究明する。

### 1 契約・検査事務からの原因究明

#### (1) 契約・検査事務の流れ

学校営繕工事は、学校からの修繕要請に基づき、それぞれの内容によって担当の技術職員が現場を調査した上で、業者を選定し、発注・施工を行う。大規

模な工事であれば、教育委員会事務局庶務課学校施設係（以下「学校施設係」という。）は学校との調整が主な役割であり、施工の決定から完了検査までは、営繕課や契約管財課など専門の所属が行う。一方、小破修繕（現状復旧）など契約金額が30万円未満の案件については、すべてを学校施設係のみで行う。

## (2) 契約事務処理の過程

### ① 起工

学校の緊急補修工事は、通常、学校からの申請書の提出により施工する必要があるかどうかの判断を行うが、申請書が提出されていないにもかかわらず、工事が行われている例もあった。また、緊急性の判断は主管課長が客観的事実に基づいて行わなければならないが、起工書（工事起案原議）の余白に「緊急」の記載はあるものの、緊急理由は明記されておらず、元職員の独断で決定できる状態にあった。さらに、庶務課においては、すべての工事を緊急工事と認め、大きな工事についても分割して発注し、主管課契約としていた。このため、より高額で専門性の高い工事であっても営繕課の起工・確認や契約管財課の契約・検査を通らない状態となっていた。

### ② 施工業者の選定

緊急工事を施工する際には、施工業者の選定理由を記載する必要があるが、起工書に選定理由の記載はなかった。また、緊急工事は、1者見積りでよいとされているので、工事金額の妥当性についてチェックしにくい状況であった。元職員はこの仕組みを利用して、施工業者から提出された見積書を預かり、自ら水増しした見積りを施工業者に送って、水増し後の見積書を庶務課に提出するように指示していた。元職員は恣意的判断で施工業者を選定できる状況を作っていたので、施工業者も、元職員の要求を断ることなく指示に従うようになった。元職員は容易に架空工事や水増し工事を謀略することができた。

### ③ 履行確認の方法

学校における工事の履行確認には、作業完了報告書に原則として工事後の写真を添付することとなっていた。元職員は、写真がかさばって保管場所を必要とすると称して写真を添付せず、別の場所に保管するようにしており、写真の提出もさせないこともあった。このため、写真がなくとも完了確認を済ませるようになっていった。

また、学校長、副校長、事務職員の誰か1名（原則、副校長）が履行確認して、施工業者の完了報告書に押印することとなっていたが、学校の履行確認がない完了報告書であっても、支出命令を行っていた。

## (3) 工事発注に係る元職員の権限

元職員は毎年約500件、総額にしておよそ1億円前後の緊急工事を発注していたが、3社との共謀により毎年多額の架空・水増し請求を行ったとみられる。課長が書類上、決定していたとはいえ、1人の職員に、多大な予算執行が任されている状況にあった。

#### (4) 施工業者の責任

裁判記録や施工業者のヒアリングによれば、施工業者は、水増しした金額が、元職員が私物化しているのではなく、区のために使われているものだと思った、としている。区に必要な物資（パソコン等）が不足しているので、工事費を水増しして差額を現物で区に渡したつもりであった。

しかし、その後、次第に元職員と水増し工事の利得を分け合うようになっていく。元職員から水増し工事の差額を受け取ったことで共犯関係が成立した。その謝礼として2社は元職員に現金を渡していたことも明らかになっている。施工業者と元職員が共謀しなければ、この事件は発生しないのであり、施工業者の責任も極めて重い。法律に反して私的利得を確保し、長期間にわたって区を欺いてきたものと認められる。

#### (5) 分割発注工事

すべての工事が主管課契約の金額の範囲内（30万円未満）で発注できるわけではない。本来であれば工事を営繕課に執行委任し、契約管財課による契約手続きを経る案件の多くについて、分割発注工事（1件当たりの工事金額を30万円未満に分割し、数件の工事として発注する。）をしていた。具体的には、同時期に同一施工業者が、一体として工事を行っていながら、契約手続きとしては分割して発注した案件、30万円以上の工事総額であったものを30万円未満の契約に分割して処理し、総額に合わせるため、実施していない工事を契約内容とした案件、契約内容と実際の工事場所が異なる案件、年度内に施工され完了したにもかかわらず翌年度に施工されたものとして処理し支出した案件などである。

分割発注をすると、契約の内容と実態とが一致しないため、工事金額の積算根拠が不明確となる。また、検査員による検査を実施しないことから、適切な履行確認が行われなくなる。元職員も検査逃れをするために、分割発注を必要以上に多用していた。

分割発注が多い原因は、営繕課へ執行委任した場合は、主管課工事と比較して事務処理が複雑になり、工事完了までに3週間以上の時間がかかるためである。また、30万円を超える緊急工事を営繕課に執行委任する際、担当職員間の協議の中で、営繕課の担当職員が受任しない事例もあった。

元職員は、こうした状況を巧みに利用し、不正行為を重ねたものとみられる。

## 2 職場環境からの原因究明

### (1) 元職員が担当した工事以外の契約・検査事務について

平成20年2月に報告された区長の要求による地方自治法第199条第6項に基づく監査委員監査（以下「要求監査」という。）の報告書によると、元職員が担当した電気設備工事契約以外の教育委員会事務局庶務課（以下「庶務課」という。）での学校工事契約について、元職員と同様に、契約事務処理、

履行確認において、不適正な処理が確認された。

要求監査は、平成19年4月1日から同年11月30日までに庶務課が主管課契約により処理した30万円未満の工事請負契約（電気設備工事を除く。工事施工か所498か所、契約件数463件のうち、書類精査が498か所、現場調査が114か所。）を対象に実施されたものである。

その結果、分割発注工事が114か所のうち72か所、緊急性に疑義がある緊急工事が114か所のうち62か所あった。さらに、原議の添付書類に仕様書がないものなど、工事の内容が不明瞭な案件や履行確認の手続きについて、施工前・施工後の写真がないもの、工事内容を把握しないまま学校が工事完了報告書に押印したものなど、適正な履行を確認するには不十分な案件もあった。

このように元職員以外の職員が担当する工事契約にも不適正な事務処理がみられ、こうした処理は学校施設係では常態化していたとみられる。その主要な背景の1つには、工事の早急な着工と完成に関し、学校からの強い要望があり、それに安易かつ無計画に応えた結果、庶務課の工事施工契約の事務処理は、繁忙を極め、公正性、透明性など適正を欠く状態にあった。庶務課における契約・検査事務は、制度の原則と実態が大きくずれ、現場運用を容認する職員意識、組織風土が常態化していたと言わざるを得ない。

## (2) 物品管理について

元職員が逮捕された平成19年11月現在、教育委員会事務局には適正な物品購入契約を経ていない物品が52点あった。その内訳は、パソコン類（ハードディスク、サーバー、ディスプレイを含む。）が24点、プリンタ10点、スキャナ1点、デジタルカメラ7点、冷蔵庫3点、扇風機3点、その他家電4点である。

52点のうち、3点については不明だが、49点については元職員が持ち込んだ物品であり、その多くは持ち込んだ経緯が解明できなかった。また、49点のうち、10点については保管場所を提供しただけで未使用な状態であったが、39点については教育委員会事務局の職員が実際に職務で使用し、さらにパソコン類13点については事件発覚後も平成20年4月まで使用し続けた。

物品の出所について、疑義を持った職員もいたが、元職員が学校のIT機器導入に関わっていたこと、また、廃校となった学校から調達したと説明していることから、教育委員会事務局職員の誰しものが、さしたる確認もせず、不正に持ち込んでいることに気が付かず、杜撰な物品管理が長期間にわたって、是正することができなかった。

## (3) 服務規律について

「東京都板橋区処務規程」において、職員は、出張を命ぜられたときは、出発に際し上司の指示を受け、当該用務が終了したときは、速やかに帰庁しなければならないと規定している。また、「旅費の手引き」では、旅行命令権者は、旅行命令簿により旅行命令を行うこととされている。

元職員は学校工事現場への出張が多く、自席にはほとんどいない状態であった。出張の多くには、環境保全課の電気自動車を使用している。しかし、元職

員は、旅行命令簿による手続きをまったく行っておらず、上司や周囲の職員にも出張先を報告していなかった。学校施設系の他の職員は、適切な手続きをしていたが、元職員の服務規律違反を管理監督者は何年もの間、発見することができず、結果的に放置している状態であった。また、周囲の職員は、元職員が離席を常態としていたことについて、黙認している状態であった。

#### (4) 管理監督者のマネジメントについて

「文書事務の手引き」において、管理監督者は、起案された事務処理に関する原案を、組織内部の意思として確定する決定権者、または、組織としての統一性と適正な執行とを確保するため、当該事案について専門的立場からの検討等、審議、審査、協議を行う決定関与者として、事案の決定に関わっている。学校施設系では、主管課契約において庶務課長が決定権者、学校施設係長、学校営繕担当係長が決定関与者である。

学校施設系の工事施工契約は、年間で約 1,500 件あり、決定権者・決定関与者ともに起案文書の隅々まで目が届いている状態ではなかった。また、庶務課長、学校施設係長は事務職であるため、緊急性及び施工業者選定理由の明記、完了届への学校職員の押印、証拠書類の添付などの内容を理解しないまま専門性を理由に見逃して押印決裁を続けていた。この段階で綿密なチェックがなされていれば、事故発生も未然に、あるいは最小限に防げたはずである。

また、不適切な物品の持込みや無断出張など職場の環境管理が疎かになっていた。

### 3 組織・人事上からの原因究明

#### (1) 組織体制・人員配置

学校施設系及び学校営繕担当の組織及び人員は下表のとおりである。

(平成19年度 事務分担調査より)

所 属	職	職務名	主 な 事 務 分 担
学校施設係	係長	一般事務	係内総括、連絡調整
学校施設係	主査	電気技術	学校施設補修事務、学校設備等の整備
学校施設係	主査	建築技術	学校施設補修事務、学校設備等の整備
学校施設係	主事	一般事務	学校施設補修事務、共有財産管理、係内庶務、学校設備等の整備
学校施設係	主事	一般事務	国庫補助事務、学校設備等の整備、施設台帳関係事務
学校施設係	主事	機械技術	学校施設補修事務、学校設備等の整備
学校施設係	主事	一般事務	国庫補助事務、予算・決算・監査、用地関係事務、学校設備等の整備
学校施設係	主事	用務	学校施設補修作業
学校 営繕担当係長	係長	建築技術	学校改築及び改修関係事務、学校施設営繕関係事務

一般事務4名、建築技術2名、電気技術・機械技術・用務各1名の9名で構成され、平成14年度に学校改築準備のため、建築職の定数を1名増員して以来、平成19年度まで同じ体制である。その属する職員のほとんどは、学校施設補修事務または学校設備等の整備を分担している。電気と機械の技術職が1名しかいないため、専門の契約事務を一手に担う体制であった。本来は30万円以上の工事契約は営繕課や契約管財課が関与するため、複数の技術職員の目を通るものであったが、元職員はすべての工事を主管課契約としていたため、事務のすべてを一人で行い、権限が集中する状態となっていた。

## (2) 人事異動

職員の人事異動は、「職員人事異動実施基準」及び「職員人事異動実施基準運用方針」に基づき、4月1日に定期異動を行っている。異動基準は、係長級職員については在職2年から4年、一般職員については在職4年から6年の者を異動対象としている。ただし、同一係で昇任した係内主査については、在職2年未満でも異動の対象とし、また、契約・検収事務などの職務に従事する者は、原則として3年で異動の対象としている。また、専門的職種の職務に従事する者で、職場が限定される者、事務事業の運営に重大な支障をきたすおそれがあるため、引き続き勤務することを必要とする者については、例外として異動の対象とすることが適当でない認められる事情のある者としている。

具体的な人事異動については、職員の希望及び所属の事情を踏まえて決定する。元職員は、電気技術職という専門的職種で職場が限定される者に該当し、また、庶務課からの要請もあって、結果的に平成11年度から平成19年度まで（平成14年度に主査に昇任）の8年余にわたり、学校施設係における電気設備工事に携わった。この長期間、同一人物を同一職場に就かせていたことが、独善的行動につながり、本件事件を惹き起こす一因となった。また、庶務課への異動前から、区施設の電気設備工事に携わっており、本件事件に関わった業者とも職務上、接触する機会が以前から多くあった。

## (3) 公務員倫理

職員の公務員倫理並びにコンプライアンスに係る研修として、新任共同研修時に「職員の義務と責任」、清掃職員を対象とした「汚職防止」、係長昇任者を対象とした「公務員倫理」など7つのプログラムを実施している。また、平成5年に発生した職員の横領事件の際、対策委員会によって「汚職防止の手引き」を作成し、全職員に配付・周知を行っているところである。

元職員は、平成14年度の係長昇任時には「公務員倫理」の研修を受講し、また「汚職防止の手引き」も所持していた。しかしながら、裁判では「接待を受けたり現金をもらったりすることは賄賂であり、受け取るとつけこまれることを研修で学んでいたが、これくらいは良いかとルーズになっていた。」と供述している。元職員は、公務員としての倫理観に欠け、独善的傾向から業者との癒着関係を厚くし、不正な契約事務を行うに至った。

また、上司は管理・監督の認識や責任感が不足し、適切な指導を怠っていた。周囲の職員についても不明な物品の使用や黙認、同僚の行動の無関心など社会性、倫理観が欠如している状況にあった。

### Ⅲ 再発防止に向けた改善策

#### 1 緊急対応策

##### (1) 主管課契約の全庁総点検

平成19年度のすべての主管課契約について、見積書、工事の緊急性、契約・履行の総点検調査を平成19年12月に実施した。

また、自己検査の重点検査として、履行確認後の支払事務、備品の適正管理について平成20年1月に検査した。

さらに、学校施設系の主管課工事契約について、要求監査を実施し、平成20年2月に報告した。

##### (2) 全職員への意識啓発

平成19年11月、区長による庁内放送を行い、綱紀の保持を図った。

また、平成19年12月に依命通達により、利害関係者との接触の注意と事故防止に向けての点検の徹底を喚起した。

さらに、組織的なコンプライアンス意識の高揚を図るため、平成21年1月に管理監督者を対象にコンプライアンス研修を実施した。

##### (3) 教育委員会事務局の緊急改善策

###### ① 教育委員会事務局における綱紀粛正と事務適正化

教育委員会事務局では、区・警察の調査などで表面化した契約・検査事務の問題点について、平成20年1月から次の緊急改善策に取り組んだ。

- (a) 緊急性の判断について、時間的余裕があり、かつ、児童・生徒の安全に直接係わらないものについては、複数業者から見積りを徴し業者を決定すること
- (b) 履行の確認を担保するため、日付入りの施工前・施工後の工事写真を必ず原議に添付すること
- (c) 施工業者には、学校側の確認者名及び押印・日付入りの作業完了報告書を提出させ、原議に添付すること
- (d) 作業完了報告書は、学校に配布してある「学校施設設備の手引き」に追加し周知する。
- (e) 学校からの緊急工事要請には、必ず「校舎緊急補修申請書」を徴し、原議に添付すること
- (f) 緊急工事の起案については、上記申請書の期日と間隔を空けないように処理すること
- (g) 30万円以上の見積り額となる場合は、上司に相談すること
- (h) 緊急工事の起案の際は、業者選定の理由を記載すること
- (i) 学校側の記録として、作業完了報告書をコピーするか、日誌等に記載をお願いする。

教育委員会事務局では、この改善策を平成20年1月から徹底し、同年2月の要求監査結果で検討・改善を求められた際にも再度、周知・確認を行っている。

## ② 区長要求監査への対応

本件事件を受けて、要求監査が実施された。平成20年2月に報告された監査結果に基づき、検討・改善を求められた事項について、次のように対応した。

- (a) 営繕課との連携によるチェック体制を構築
- (b) 緊急工事についてはその妥当性を検証し、緊急の理由及び業者選定理由を明記する。また、緊急工事に当たらない工事は複数の業者から見積書を徴する。
- (c) 分割処理の是正
- (d) 履行確認のため、日付入り写真の提出を求めるとともに、学校に対しては、工事完了の確認書面に日付と確認者の職氏名の記名を求める。
- (e) 不適正な事務処理について、実際に行われた工事の内容に沿った書類を作成するなど適正な処理を行った。

さらに、要求監査の対象となった498か所の工事のうち、現場調査を実施しなかった384件について、教育委員会事務局において独自に調査・確認を行った。その結果、分割発注したものが57件、越年度支出処理を行ったものが147件であった。不適切な処理案件のうち、平成19年度分については、会計管理室と関係部所と協力し、19年度内に一部歳出処理の修正による適正化を行った。

### 【平成19年度学校工事（電気設備工事を除く）】

※ 工事件数は、小学校360件、中学校134件、その他施設4件の498件

調査実施部所	調査工事件数	分割発注件数	越年度支出処理件数
監査委員事務局	114件	72件	53件
教育委員会庶務課	384件	57件	147件
計	498件	129件	200件

※ 監査委員事務局と教育委員会事務局とで合わせて全件調査をした。

※ 越年度処理とは、平成18年度に施工された工事を平成19年度に支出したものの

## ③ その他の取組み

### (a) 被害額の確定作業

区が提出した被害届に相当する額については、元職員及び業者に賠償請求を行い、元職員及び甲業者については、いったん東京法務局に供託された後、平成20年12月に受領した。

しかし、元職員が関わった電気設備工事は、平成16年度から逮捕されるまでの4年半の間に、約2,000件に上り、受領した損害賠償額は、区が元職員から受けた被害額の一部と想定されるところである。すべての被害額を確定するためには、元職員が担当したすべての工事について確認する必要がある。

契約管財課・営繕課・庶務課の技術職員による合同調査チームが、平成20年8月から書面及び実地調査による工事施工の確認作業に取り組み、また同年11月から民間事業者へ学校現場の実地調査委託を行った。今後、架空・水増し工事の実態を把握し、被害額を算定する作業に移る。

被害額を確定して損害賠償請求し、相手方が請求に応じない場合には、損害賠償を求める民事裁判を提訴していく。

(b) 元職員持込み物品の撤収

元職員が持ち込んだ機器等を含め、導入経緯の不明な物品を事務室から撤収した。

元職員または用意した業者への返却等、取扱いを調整している。

(c) 依命通達への対応

9月26日付「教育委員会事務局職員の綱紀の保持について」には、教育委員会事務局として厳粛に受け止め、予算・契約・会計にかかる職場内研修の開催、報告・連絡・相談の徹底の確認など今後の対応を明確化した。

(d) コミュニケーションの確保

教育委員会内部のコミュニケーションを確保するため、定例的な課長会や必要に応じた連絡会議を行い、情報の共有化を図っている。また、学校施設係においても係内会議を適宜実施し、風通しのより組織づくりに努めている。

(e) 機会を捉えての注意喚起

校長会や事務連絡会等、学校現場を含むあらゆる機会を通じて、綱紀の肅正を図る注意喚起を行った。

## 2 抜本的対応策

### (1) 組織・人事の見直しについて

本件事件のような詐欺・汚職事件を未然に防止し、あわせて職員のコンプライアンス意識を確固たるものに醸成するためには、組織や人員、あわせて契約・検査事務などを総合的に改革していかなければならない。

#### ① 組織体制・事務分担

本件事件の要因の一つに、年間500件以上の主管課工事契約を一人の職員が独断で執行していた点がある。そのため、一人の技術職員が多数の工事契約を行っている主管課契約においては、複数の技術職員が目を通すよう事務分担を改善する。

具体的には、教育委員会庶務課学校施設係、子ども政策課施設係においては、工事依頼の取りまとめと現場での立会いを担当する役割にとどめ、同種の技術職員が複数いて組織的にチェックのできる営繕課に工事契約を集約させ、起工・発注・工事監理までの一連の事務をすべて担当するようにする。

これにより、技術職の係長・課長が起工書をチェックし、組織的な仕事が

できるようになり、また、人事異動によることなく担当の変更がしやすくなり、同一職員の担当事務固定化を解消することとする。

## ② 人事異動基準

元職員は、平成11年度から平成19年度まで8年余りの長期間にわたり、学校施設系の電気設備工事に携わった。元職員の職種の職場が限られており、また所属の強い残留の要請があったとは言え、長期にわたって在職させたことが元職員と業者との癒着を助長し、かつ、不正の温床となったことは重く受け止めなければならない。こうした実態を踏まえ、「事務事業の運営に重大な支障をきたすおそれ」については、より厳格に精査をしたうえで、除外対象者を判断する。また、新たに策定された人材育成基本方針を踏まえ、「職員人事異動実施基準」等についても汚職防止と人材育成の観点から早急に見直しを行う。

## (2) 契約事務に関する改善対策

主管課工事契約については、契約に伴う事故の再発を防止するとともに、要求監査で指摘された不適切な事項も改善し、契約全体の質的向上を図る必要がある。事故原因究明・再発防止検討班の報告を受け、契約・検査事務に関するシステム改善と適正運用の周知啓発に取り組む。

### ① 基準の整備

#### (a) 緊急工事の基準の類型化

「危険性が高い」「故障で使用できない」「事業運営上支障がある」などと、緊急工事の基準を類型化する。

#### (b) 事業者選定の基準

「設置保守業者」「近隣の優良事業者」「同内容の工事実績あり」などと、事業者選定基準を類型化し、各主管課の事業者選定基準の典例とする。また、同一業種の契約が多数ある主管課は、「事業者選定一覧表」を作成し、上司、同僚が事業者選定状況を随時確認できるようにする。

#### (c) 見積りの適正化

「緊急工事」「設置事業者」「保守点検事業者」など、1者見積りが認められる基準を作成する。また、主管課が、1者見積りの際に、材料、工事内容など積算根拠を明らかにした詳細な見積書を徴せるように、工賃や諸経費の目安となる基準を作成する。

### ② 厳格な履行確認の実施

#### (a) 工事の進捗状況の確認

担当職員は可能なかぎり現場で工事監督を行う。工事監督ができない場合は、現場施設長等に依頼する。現場施設長等がいない場所では、電話などで工事状況を聞き取る。

(b) 履行確認の徹底

工事の完了後、工事現場の施設長等は施工業者から、使用材料、数量、工事内容、施工金額、従事者氏名などの説明を書面で受け、主管課長に報告する。集会所や街灯の修理など現場施設長がいない場所では、写真で確認ができるようにする。

(c) 写真

履行確認のための写真は、工事の前・中・後に日付入りとし、完了報告書に添付する。夜間や豪雨時、作業員が1人など、工事中に写真を撮りにくい場合については、その理由を明記する。

③ 契約事務の検証

(a) 抜き打ち検査の実施

契約管財課は関係課と連携し、年に複数回、主管課工事契約の審査及び現場での履行状況を抜き打ち検査する。

(b) 見積書の点検

事業者、工事内容、経費等が適正であるかを確認するため、一定期間ごとに見積書を総点検する。

④ 適正運用の周知啓発

(a) 手引きの作成と実務研修の実施

工事契約に関する基準を見直し、また手引きを作成し、実務担当者を対象に集合研修を実施する。

(b) 公益通報者保護制度の活用

事業者に対して、万一、職員が不正行為を持ちかけた場合には、公益通報をするよう周知する。

(3) 管理監督者の責務の徹底

本件事件は、元職員の謀略により発生した事件であるが、詐欺を犯すことのできた要因の1つに、管理監督者が自己の職務を十分に果たしていなかったことがある。

① 決裁確認

「文書事務の手引き」において、管理監督者は、起案された事務処理に関する原案を、組織内部の意思として確定する決定権者、または、組織としての統一性と適正な執行とを確保するため、当該事案について専門的立場からの検討等、審議、審査、協議を行う決定関与者として定められている。本件事件は、架空工事等の不正な工事契約を、決裁の段階で見抜くことができなかった。

管理監督者は、起案の内容を確認してから押印すること、また、内容が不明瞭であれば、明確な資料を添付させ、また職員に説明を求めることを徹底する。また、管理監督者は、課ごとのルールを定めながら、常に所属の事務

の進め方について点検・指導を行う。また、工事や委託契約など管理監督者自ら、現場に赴き、現場確認する。

## ② 物品管理

「東京都板橋区物品管理規則」において、物品の出納・保管、使用者の監督などを担う物品出納員と共用者とを定めている。管理監督者はこれらの職務を掌り、または監督する立場にある。本件事件では、元職員が職場に持ち込んだ物品が大量に存在し、職員により使用されていた。これは、物品の管理や点検の重要性について、金銭の取扱いに比べ、職員の意識が希薄であったためと思われる。物品の管理が形式化していたことや、物品出納員、共用者を監督する立場にあるべき管理監督者の認識が大きく不足していたことが原因であると言わざるを得ない。

管理監督者は、区の財産である物品について、適切な管理・手続きをすること、また、私物の持込みや私的利用のないよう適正な管理を行うことを徹底する。

## ③ 服務規律

「東京都板橋区処務規程」において、職員は、出張を命ぜられたときは、出発に際し上司の指示を受け、当該用務が終了したときは、速やかに帰庁しなければならないと規定している。また、「旅費の手引き」では、旅行命令権者は、旅行命令簿により旅行命令を行うこととされている。本件事件では、元職員は旅行申請及び命令の手続きをまったく行っておらず、管理監督者は出張先を把握していなかった。

管理監督者は、旅行申請及び命令の手続きをすること、また、旅行申請の内容に不信な点があるときは、本人に確認することなど適切な管理を徹底する。職場の管理は、今回のような不正事件だけでなく、職員の健康管理や安全衛生管理の上でも重要なことから、各管理監督者は、高い意識を持つ必要がある。

また、服務規律違反に対しては、服務監察の制度を強化していく。

## (4) 職員の公務員倫理の啓発・徹底

区は、これまで、「汚職防止の手引き」の冊子を全職員に配布し、また、集合研修を行って汚職防止の啓発を図っているところである。しかし、本件事件では、汚職を犯した元職員だけでなく、管理監督を十分に果たさなかった上司、物品や離席を黙認した周囲の職員といった問題が確認された。そこで、職員一人ひとりに公務員倫理観を根づかせるため、組織的なOJT体制を確立し、コンプライアンス意識の向上を図る。

### ① 「汚職防止の手引き」の改訂

本件事件で特徴的であった詐欺、業者との癒着、周囲の対処方法などを強化するため、「職員が遵守すべき倫理原則」「利害関係者との接触」「汚職と

疑われる事例を発見したとき等の対処方法（上司への相談・報告、公益通報制度）などを充実し、いつでも速やかに確認できるように庁内LANに掲載する。

- ② 「利害関係者との接触に関する指針」の制定  
利害関係者に対し、適正かつ統一した対応ができるように「利害関係者との接触に関する指針」を規定する。
- ③ コンプライアンス研修の実施・充実  
OJT体制確立に向け、管理監督者を対象にした集合研修のコンプライアンス研修を実施する。また、全職員のコンプライアンス意識を高める職員研修を充実する。
- ④ 所属長による職場内研修の実施  
毎年度、OJT（職場内研修）を実施して、法令遵守、倫理原則、意思疎通、公益通報などを確認し、所属内の汚職防止の徹底を図る。
- ⑤ 「職員の心得カード」の配付  
「職員が遵守すべき倫理原則」や「利害関係者との接触」について掲載した「職員の心得カード」を全職員に配布し、職員は、常に携帯または机上配置する。
- ⑥ 四半期ごとの自己チェックの実施  
人事考課制度の中で、全職員が、汚職防止の自己チェックを四半期ごとに行い、自己採点に反映させる。
- ⑦ 人材育成基本方針  
職員一人ひとりが高い倫理観を持って区民に信頼される区役所をめざすため、平成21年に策定される「板橋区人材育成基本方針」において、公務員倫理の高揚を取組み方針の1つとして掲げる。

## IV 信頼回復へ向けて

本件事件は、区政史上、前代未聞の詐欺・汚職事件であり、一義的には、元職員本人の公務員としてあるまじき資質と姿勢によって惹き起こされた不祥事である。本件事件をきっかけに、今まで積み重ねてきた区民の区政に対する信頼と評価は大きく揺らいだ。区政を信頼し負託している区民の失望は、計り知れないものがある。私たち職員は、再発防止に取り組むだけでなく、区政全体を通じて信頼回復への誓いを、全職員が共通して持たなければならない。

本件事件は、元職員個人による不祥事であったが、長年にわたり、元職員の不正を見抜けず、独善的行動に走らせ、事件を惹起させたのは、契約・検査制度の不備、チェックシステムの機能停止などシステム的な問題はもとより、上司の指揮・監督の怠慢、上司・同僚職員の危機意識の欠如など組織としてのコンプライアンス感覚の欠落に他ならない。

二度とこのような事件を起こさないために、公正な契約・検査制度の確立とそれを執行する職員の倫理高揚と法令遵守に取り組まなければならない。そのため、契約・検査制度については、これまでの規程や仕組みを徹底的に見直し、ルール化や基準見直しなど執行体制の再構築にまで踏み込み、また、職員の意識改革のため、継続的な研修体制と定期的な自己検査体制を確立した。この自律自省の改善策に職員一人ひとりが真剣に向き合い、再発防止を肝に銘じることで、一日も早く失った信頼を取り戻し、そして、区民とともに歩む区政の実現に向け、全職員が一丸となって全力で取り組んでいくことを改めて固く誓うものである。

東京都板橋区事故調査・再発防止対策委員会報告書

編集・発行 平成24年 9月20日  
東京都板橋区事故調査・再発防止対策委員会

刊行物番号  
24-102